

ファミリーホーム のぞみ 令和 7 年度事業計画

1. ホームの概要

① 施設種別 ファミリーホーム

② 所在地 〒739-0605

大竹市立戸 1 丁目 9-8

③ 定員 男女 6 名

④職員構成

(1) 養育者（ホーム長、ケアワーカー兼務） 1 名

ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。

(2) 補助者（ケアワーカー） 2 名以上

子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

虐待など不適切な環境の中で養育されてきたことを配慮し、入居してくる子どもたちが家庭的で安全に暮らせるよう環境を整備し、ホームを退居までの長期的な受容と共感を基として安心できる愛着関係作りに努め、自立に向けた支援に努める。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの成長や発達状況に合わせた課題や目標に合ったかかわり方を心掛け、少人数だからこそできるきめ細かな個別のケアや対応に努める。また子どもの自立支援計画を子どもと一緒に策定し、それに基づく生活支援、学習支援、個別対応等を行っていく。子ども一人一人に対し、最善で最適な支援を行うよう努める。個別のケア

②学習支援

年齢に合わせた学習環境を整え、その子の学力等に応じた学習支援を行う。不適切な学習環境にいた子どもがいることを考え、その学力に応じて学習の機会を設け、よりよい自己実現に向けた学習意欲を引き出すようにする。意欲がある子どもに対しては、更なる機会を設ける。子どもの学習時には大人が補助し、集中して学習に取り込めるようにし、声掛けを行う。子どもとの日々の会話の中で、将来の夢や様々な進路の選択肢の話をし、夢や希望、生きがいを持てるように配慮する。

③家族

児童相談所や家族の所在する市町村と連携し、子どもと家庭との関係調整を図り、子ど

もと保護者の関係が切れないように配慮する。家族関係の継続が可能な保護者との連絡を定期的に行い、面会、外出、一時帰宅等できるよう児童相談所と協議を行いながら、家族間調整も行う。家族との電話交流、面会は実施可能な家庭については、積極的に行い、子どもの日々の様子を伝え、可能ならば学校行事にも一緒に参加し、保護者と信頼関係構築を図っていく。

4. アフターケア

自立退居した子どもについては子どもが継続して安定した社会生活を送れるよう計画的、組織的に支援に取り組む。入居時においても退去後のアフターケアを見越した関わり、声掛け等の支援を実施する。退居後も、時間が経過しても相談できることを伝え、日々の関わりを大事にし、信頼関係の構築を図り関係が切れないようにする。必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業につなげて支援を行う。また、月1回以上は連絡を入れ、その子の生活状況の把握、困っていること等、相談に応じ、解決を図る。

家庭復帰をした子どもについては子どもが安定した生活を送ることができるよう児童相談所と連携を図りながら、家庭復帰後の支援を行う。

5. 生活支援

①衣類

衣類は清潔で身体に合い、季節に合ったものを提供する。子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。気候、生活場面、汚れ等に応じた選択、着替えや衣類の管理、保管等衣習慣の習得を支援する。また、発達段階や好みに合わせて、四季を通じ、子どもと一緒に衣服を購入する機会を設ける。

②食生活

食事は団欒の場であり、美味しく楽しみながら食事ができるように工夫する。

年齢や嗜好、健康状態等、1人1人に応じて時間や量等に配慮する。料理に合った適温で提供することを心掛け、子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を行う。ケアワーカーが子どもの目の前で調理、配膳、食前の『いただきます』の挨拶、片付けを行い、子どもと一緒に行うことで基礎的な調理技術を習得できる機会を提供する。

③住環境

共有スペースを中心にホーム全体がきれいに整備されているように心掛け、発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除の習慣が身につくように支援する。また軽微な修繕は早急に行う。定期的に子どもたちの写真をリビングに飾ることで、子ども達と一緒に成長を喜んだり、思い出の振り返りができるようにする等、子どもを取り巻く住環境から、そこに暮らす子どもたちが大切にされているというメッセージを感じられるように配慮する。

安全、安心を感じられる場所となるよう、家庭的な環境でくつろげる環境と子ども1人1人の居場所が確保されるように配慮する。

6. 入居

入居については、入居児童の状況を考慮し、事前に担当児童相談所と協議した上で受け入れることとする。児童相談所からの一時保護委託や大竹市や廿日市市、岩国市のショートステイについては空きがあり、現入居児童の生活への影響に配慮した上で受け入れる。

7. 保健・医療

発達段階に応じて、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。低年齢児については常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事、排せつ等の状況をケアワーカーが把握する。発達段階に応じて、洗面、歯磨き、手洗い等の身だしなみ等は自分で行えるように支援する。

かかりつけ医を中心に医療機関と連携して1人1人の子どもの心身の健康を管理すると共に、異常がある場合は適切に対応する。

8. 権利擁護

子どもへの虐待を禁止し、子どもの最善の利益を優先する。

職員会議にて、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応を話し合い、ケアワーカー間で共有し、意識を高める。

さらに、「こども会議」を必要に応じて開催し、子どもの生活における困りごとや提案を聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合って生活を作るという文化の醸成を図る。

また子どもが習い事を希望した場合、子どもの生活の振り返りを行い、継続可能と判断した場合を、ホームとして習い事を支援していく。

9. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受ける。必要であれば救急と警察にすぐ連絡する。事故後は事故報告書を早急に作成し、必要関係機関に送付する。

10. ヒヤリハット

子どもとのかかわりでヒヤリとした出来事・反応やハッとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行うようにする。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハッとすればその都度記入していく。職員会議で情報共有し、対応策を検討することで事故の再発防止につなげていく。

1 1. 機関連携

子どもの自立支援のための取り組みとして、性教育、スマホケータイ安全教室、子どもの不法行為に対しての大竹警察署との連携、子どもの定期的な面接調整（担当児童相談所等）などを必要に応じて実施する。

その他、状況に応じてボランティアの受け入れを行い、学習指導、調理指導、遊びの同伴などを通して、地域に開かれたホームを目指していく。

1 2. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行う。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人の同意、保護者と写真掲載承諾書を交わし、許可を得た上で行う。

1 3. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努める。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第 3 者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をする。特に第 3 者委員の 2 名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第 3 者委員が夕食を摂る機会等を設定し、顔見知りになることで少しでも相談しやすい関係づくりに努める。

上記以外にも、法人内他拠点の大人や、児童相談所の担当職員へ子ども自身が苦情を言う事ができる関係作りをホームの大人も補助する。また、意見箱の設置を行う等、子どもが意見を表明しやすい環境を整えるように努める。

1 4. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加する。

ファミリーホーム全国研究大会をはじめとする日本ファミリーホーム協議会が主催する研修、中国・四国ブロックファミリーホーム研修交流会への参加を軸に職員教育を図る。

また、課題意識を向上させ、児童虐待に関する研修を中心に必要な知識技術を学ぶ為の外部研修、オンライン研修への参加、自己啓発活動を奨励する。

1 5. 会 議

月 1～2 回全ケアワーカーが集まり職員会議を行う。内容は子どものケアやホーム運営全般のこととする。また、職員会議にて、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司、担当心理司等にも出席して頂き、ケースカンファレンスを行い、子どもの状況の把握、言動

の分析、関わりの見直しを図るとともに、担当児童相談所とより密な連携がとれるようにする。合わせて法人全体会議への参加も行い、法人の理念や方針の理解も深めるようにする。

子どもの状況ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つためのぞみ子ども会議を必要に応じて行えるよう日程調整する。

16. 防災訓練

毎月第3日曜日を防災の日と設定し、避難経路の確認や防災に関するDVDを見ることで避難方法の確認と防災に関する意識を高めるようにする。また、年1回、夜間を想定した避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに適切に対応できるようにする。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行う。

17. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化に努める。子どもがよりよい環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞き、その都度ケアワーカー間で話し合う。必要な備品があれば、各部屋ごとに購入し備える。

18. 住民理解

学校行事、地域行事、子ども会行事、習い事には積極的に参加し、ホームと地域の調和を図る。

学校の役員はできる範囲内で引き受けるようにする。

問題が起こった際には学校、自治会長、児童委員、民生委員等に相談し、早期解決を図る。

また、近所の方、他の家庭の保護者等への挨拶、お礼を積極的に行う。

月1回の児童民生委員主催の「カレーの日」、長期休暇中に開催される「みかんちゃん（地域の方に宿題を教えてもらい、一緒にカレーを食べる行事）」に参加し、市内の児童民生委員の方にホームを知ってもらおうようにする。

立戸集会所で開催されとりでこども食堂に子どもたちと参加し、こども食堂を通じて、地域貢献をし、より多くの人にホームのことを知ってもらえるように努める。

19. 人材確保

ケアワーカーが必要な状況になれば、ハローワークや求人情報誌等に載せる。面接をした後、小論文、能力を見極めた上で人材確保をする。

20. 広報活動

現在のホームの状況を知らせる為、ホームページの充実、SNS 等による情報開示と情報発信に取り組む。